京都市告示第 89号

京都市市街地景観整備条例(以下「条例」という)第46条第1項の規定による、地域 景観づくり計画書であることの認定をしましたので、その旨を同条第3項の規定に基づき、 告示し、計画書を縦覧に供します。

平成24年6月1日

京都市長 門川 大作

- 1 地域景観づくり協議会の名称 先斗町まちづくり協議会
- 2 地域景観づくり協議会の認定年月日及び番号 平成24年6月1日 第協002号
- 3 地域景観づくり協議地区の名称 先斗町区域
- 4 地域景観づくり協議地区の対象地区 京都市中京区橋下町,若松町,梅之木町,松本町,柏屋町,材木町,下樵木町,鍋屋町,石屋町の一部
- 5 景観の保全及び創出の方針の概要

先斗町まちづくり協議会の活動を通じて、先斗町界隈の本来の町並み景観の特性を見出し、現状の問題点を議論し、改善の方法を先斗町町式目に定め、それを運用することで先斗町の町並みを維持し保全する

6 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市景観部景観政策課

7 縦覧期間

平成24年6月1日から(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く)

8 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く) (都市計画局都市景観部景観政策課)